

申請時に住民票をご提出いただく際の注意点 (マイナンバーの取扱いについて)

平成27年10月5日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(通称「マイナンバー法」)が施行されました。

屋外広告業の登録及び変更手続では、個人番号(マイナンバー)を利用しておりませんので、住民票(写し)をご提出される場合は、個人番号が記載されていない書類をご提出ください。個人番号が記載された書類を持参された場合、たとえご本人の同意があっても、住民票(写し)は受け取ることはできませんので、ご注意ください。

ご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。